

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道留萌市立留萌中学校

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

留萌中学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧下さい。

- 1 いじめ防止のための取組
- 2 いじめ早期発見・早期対応の取組
- 3 いじめの重大事態への対応方法を設定
- 4 教職員のいじめ対応の資質能力を向上させる校内研修の実施
- 5 いじめ防止のための保護者や地域との連携

学校
いじめ対策組織
の役割や活動

- 生徒指導部長と各学年の指導部を中心として、いじめアンケート、教育相談やスクールカウンセラーとの面談を生かして、未然防止や早期発見を行います。いじめが疑われる場合は、情報の迅速な共有、指導や支援の体制づくり、関係のある子どもへの事実確認や保護者との連携を行います。
- 重大事態の場合は早急に、校長を組織長とする緊急組織会議を招集し、重大事態への対応や各関係機関の対応を行います。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- 全校生徒対象いじめアンケート調査 年2回(7月、11月)
 - 生徒生活アンケート調査 年3回(5月、11月、2月)
 - 全校教育相談(担任対応) 年1回
 - チャンス面談 随時
 - 3年三者面談 年1回(11月~12月)
 - 1・2年保護者面談 年1回(5月)
- ※いじめの内学校づくり集会
※ケータイ教室の実施
※薬物乱用防止教室等の実施

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

連絡先0164-42-1811 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日24時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 12~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
留萌教育局教育相談電話	(電話) 0164-42-5717	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター